

## 目 的

本学の歴史と伝統を活かして、刑務所、少年院、少年鑑別所などで働く矯正職員や、犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的としています。

## 関連職務・活動

矯正・保護・福祉の分野に関連する職務や活動にはつぎのがあります。

### (1) 国家公務員

#### ① 刑務官（専門職試験・刑務官採用試験）

刑務所や少年刑務所、拘置所において、被収容者の日常生活指導などをおこない、施設の保安警備にあたる。

#### ② 法務教官（専門職試験・法務省専門職員（人間科学）採用試験）

少年院や少年鑑別所において、非行をおこなった少年に、彼らが社会に適応できない原因を取り除き、心身ともに健全な少年として再び社会に復帰することを支援する。

#### ③ 保護観察官（専門職試験・法務省専門職員（人間科学）採用試験）

心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門知識に基づき、非行少年、執行猶予者、仮釈放者など保護観察中の人を、社会の中で指導監督補導援助する。

#### ④ 家庭裁判所調査官（裁判所職員採用試験）

少年事件や家事事件について、心理学、社会学、社会福祉学、法律学などの知識を用いて事件処理に必要な調査をおこない、その結果を裁判官に報告する。

注）家庭裁判所調査官補として裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程に入所し、同養成課程を修了した者が家庭裁判所調査官に任命される。

#### ⑤ 社会復帰調整官（社会復帰調整官採用試験）

精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく生活環境の調査・調整、精神保健観察などの業務に従事する。

### (2) 保護司

法務大臣から委嘱された無給・非常勤の国家公務員。保護観察官と協力し、地域に精通した民間性や地域性を活かして更生保護の仕事に従事します。

### (3) 教誨師

宗教家としての立場から、矯正施設の被収容者の相談にのります。

### (4) 篤志面接委員

地域社会の民間ボランティアとして、矯正施設の被収容者の相談にのります。

### (5) B.B.S (Big Brothers and Sisters)

非行少年やそのおそれのある者に対し、兄や姉の立場にたって立ち直りを援助する青年ボランティアです。

### (6) その他

#### ① 福祉関係

民生委員、青少年調停委員、児童委員、児童または身体障害者福祉司、児童自立支援施設職員および社会福祉施設職員

注）児童自立支援施設職員を目指す人は、卒業後に国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に入所することを薦めます。

#### ② 刑事司法関係

裁判所調停委員、更生保護施設職員、更生保護女性会員

#### ③ 教育関係

学校教員、地域社会教育リーダー

## 受講対象

(1) 龍谷大学の在学生であること

注) 法学部・社会学部・短期大学部生が正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目を必ず確認してください。

(2) 龍谷大学の卒業生であること

(3) 上記(1)(2)以外の者で矯正・保護課程委員会が認める者

注1) 他大学の学生や一般(学外者)の受講を認めています。

注2) (2)(3)に該当する者については、申込時に「受講希望理由書」の提出を求め、その理由書をもって矯正・保護課程委員会で受講の可否を判断します。

## 講座内容

本課程の目的を達成するために、以下のプログラムを各学舎で開講します。

### (1) 講義科目

科目名(単位)	担当者	学舎	期間	曜講時	教室
矯正・保護入門(2)	浜井 浩一 他6名	瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論(4)⑩	畠山 晃朗	深草	通年	水③	21-302
	池田 静	深草	通年	水③	21-301
矯正概論A(2)	澤田 健一	瀬田	前期	金⑤	2-103
矯正概論B(2)		瀬田	後期	金⑤	2-103
矯正教育学A(2)	藏田 光秋	瀬田	前期	火⑤	4-107
矯正教育学B(2)		瀬田	後期	火⑤	4-107
矯正教育学(4)	菱田 律子	深草	通年	木⑤	21-506
矯正社会学(4)	花原 明博	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-203
矯正社会学A(2)	今津 武治	瀬田	前期	水⑤	2-103
矯正社会学B(2)		瀬田	後期	水⑤	2-103
矯正心理学(4)	青木 恒弘	深草	通年	火②	21-401
矯正心理学A(2)	西岡 潔子	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-111
矯正心理学B(2)		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-111
矯正医学(2)	定本ゆきこ	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-301
成人矯正処遇(2)	池田 静	深草	前期	水④	21-501
		大宮	後期	木⑤	北覺103
		瀬田	前期	木⑤	2-103
保護観察処遇(2)	西岡 純子	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-402
	鈴木 庄市	瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-103
更生保護概論(4)	松田 慎一	深草	通年	火⑤	21-303
	土井眞砂代	大宮	通年	土①②〈隔週〉	北覺103
更生保護概論A(2)	宮内 利正	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-103
更生保護概論B(2)		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-103
更生保護制度(2)	廣田 玉枝	深草	後期	木②	21-402
更生保護制度(1)		瀬田	後期	木③④	2-103
犯罪学(2)	浜井 浩一	深草	後期	木②	22-103
被害者学(4)	池田 正興	深草	通年	水②	22-103

⑩「矯正概論」はクラス指定があります。

○内の数字は、開講講時を示します。

### 【授業時間】

学舎	1講時	2講時	3講時	4講時	5講時
深草・大宮	9:00-10:30	10:45-12:15	13:15-14:45	15:00-16:30	16:45-18:15
瀬田	9:20-10:50	11:05-12:35	13:35-15:05	15:20-16:50	17:00-18:30

## (2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期 夏季 8月下旬～9月上旬 春季 2月下旬

実施要項や申込み方法などの詳細は、掲示板やポータルサイト、HPでお知らせする他、講義時に担当講師から案内されます。

【参考】2013年度施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／和歌山刑務所／奈良少年刑務所／奈良少年院／加古川刑務所／  
播磨社会復帰促進センター／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／京都刑務所／  
京都少年鑑別所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都医療少年院／交野女子学院／浪速少年院／  
大阪府立修徳学院

## 受講料

### (1) 講義

単 位	1 単位科目	2 単位科目	4 単位科目
受講料(税込)	770円	1,540円	3,090円

注) 正課科目として登録した科目の受講料は無料です(法学部・社会学部(※1)・短期大学部(※2)の学生のみ)。

(※1) 社会学部は、入学年度および配当年次、ならびに科目により取り扱いが異なりますので、各自履修要項で確認してください。

(※2) 短期大学部は、正課科目、他学部開講授業科目として受講する場合のみです。

### (2) 施設参観 2,000円程度／一日 (別途発表)

注) 一旦納入された受講料は返還しません。

## 申込期間

2014年4月1日(火)～4月14日(月)〈通年・前期科目〉

2014年4月1日(火)～10月3日(金)〈後期科目〉

※各申込窓口の休業日は除きます。

※講義(前期)は4月第2週より順次開講されますので、早めに申し込んでください。

※申込期間終了後の申込みに関する問い合わせは、矯正・保護総合センター事務局までお願いします。

## 修了認定

以下の2つの要件を満たした者には、「矯正・保護課程修了証明書」を交付します。

(1) 開設科目のうち、16単位以上修得

(2) 施設参観に2日以上参加

「成績表」は年度末の各学部成績配付時に配付します。卒業生および矯正・保護課程委員会が許可した方には、3月下旬に郵送します。また、卒業年次生で矯正・保護課程を履修し修了要件を満たした方には各自の卒業式の日「修了証明書」を交付しますが、卒業年次に矯正・保護課程を履修されていない方は申込窓口まで申し出てください。申し出のあった方のみ「修了証明書」を交付します。

上記の期日以降で「成績表」または「修了証明書」が複数必要な方は、証明書自動発行機で「証明書交付願」を出力の上、申込窓口へ提出してください。その場合、発行手数料が必要です。

※交付日は、原則2日後(窓口休業日含まず)です。

(発行手数料)

「矯正・保護課程成績表」：1通 100円

「矯正・保護課程修了証明書」：1通 100円

## 単 位 認 定

### ●法学部

法学部生については、下記の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 本課程深草開講のつぎの科目  
「矯正概論」(4単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、  
「保護観察処遇」(2単位)、「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)、  
「矯正心理学」(4単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」(2単位)、「犯罪学」(2単位)
- (2) 本登録をおこなっていること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

※詳細については、法学部履修要項または法学部教務課で必ず確認してください。

### ●社会学部

#### 【2009～2011年度入学生】

地域福祉学科・臨床福祉学科の学生については、下記の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 本課程瀬田開講のつぎの科目  
「更生保護制度」(1単位)
- (2) 本登録をおこなっていること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

#### 【2012年度以降入学生】

社会学部生については、下記の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 本課程瀬田開講のつぎの科目  
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論A」(2単位)、「矯正概論B」(2単位)、  
「矯正教育学A」(2単位)、「矯正教育学B」(2単位)、「矯正社会学A」(2単位)、  
「矯正社会学B」(2単位)、「矯正心理学A」(2単位)、「矯正心理学B」(2単位)、  
「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」(2単位)、「更生保護概論A」(2単位)、  
「更生保護概論B」(2単位)、「更生保護制度」(1単位)
- (2) 本登録をおこなっていること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目を必ず確認してください。

※詳細については、社会学部履修要項または社会学部教務課で必ず確認してください。

### ●短期大学部

短期大学部生については、「矯正教育学」(4単位)・「矯正社会学」(4単位)が卒業要件単位として認定されます。詳細は短期大学部履修要項「他学部開講科目の受講について」の項を確認してください。

また、短期大学部社会福祉学科の学生については、「更生保護制度」(2単位)が正課科目として卒業要件単位に含まれます。

※詳細については、短期大学部履修要項または短期大学部教務課で必ず確認してください。

**法学部・社会学部(※1)・短期大学部(※2)の学生以外は、卒業要件単位としては認められません。**

(※1) 社会学部生でも入学年度・所属学科により異なる

(※2) 短期大学部生でも所属学科や科目により異なる

## 申込方法

前述の単位認定科目（卒業要件科目）を本登録せずに受講する本学学生、卒業生、他大学の学生や一般（学外者）の者が受講する場合は、下記のとおり申込みを行ってください。

### ●本学学生で単位認定科目（卒業要件科目）として受講しない場合

（１）証明書発行機にて申込みを行う

（２）申込手順

- ①学籍番号入力
- ②パスワード入力
- ③各種課程を押す
- ④矯正・保護課程を押す
- ⑤該当科目を押す
- ⑥部数（１）を押す
- ⑦２科目以上の場合は④～⑥を繰り返す
- ⑧発行画面を押す
- ⑨表示金額を投入する
- ⑩出力された申込書に住所・電話番号を記入し、各学舎の申込窓口へ提出する

### ●卒業生・他大学学生・一般（学外者）の場合

（１）証明書発行機にて申込みを行う

（２）申込手順

- ①画面の右下にある卒業生・学外者用のボタンを押す
- ②各種課程を押す
- ③矯正・保護課程を押す
- ④該当科目を押す
- ⑤部数（１）を押す
- ⑥２科目以上の場合は③～⑤を繰り返す
- ⑦発行画面を押す
- ⑧表示金額を投入する
- ⑨出力された申込書に住所・氏名・電話番号・生年月日等を記入し、各学舎の申込窓口へ提出する

（３）「受講希望理由書」（P. 39）に必要事項を記入の上、特別研修講座申込書と併せて提出してください。矯正・保護課程委員会にて審査の上、受講を許可します（受講の可否は4月中旬に連絡します）。

### 〈証明書自動発行機設置場所〉

大宮学舎：西翼1階ロビー（講師控室前）

深草学舎：21号館1階ロビー、6号館各学部教務課、紫光館1階ロビー

瀬田学舎：1号館エントランスホール、3号館国際文化学部教務課、6号館社会学部教務課

### 〈各学舎の申込窓口・問い合わせ窓口〉

大宮学舎：文学部教務課（大宮学舎 西翼1階）《業務時間：平日の8:45～17:15》

深草学舎：法学部教務課（深草学舎 紫英館1階）《業務時間：平日の8:45～17:15》

瀬田学舎：社会学部教務課（瀬田学舎 6号館1階）《業務時間：平日の9:00～17:30》

### 〈総合窓口〉

矯正・保護課程全般に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

矯正・保護総合センター事務部（深草学舎 至心館1階）《業務時間：平日の8:45～11:30, 12:30～17:15》

電話：075-645-2040 FAX：075-645-2632

ホームページ：<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> E-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

2014年度「矯正・保護課程」講義日程表【深草】

開講学舎	深 草											
科目名	矯正概論		矯正教育学		矯正社会学		矯正心理学		矯正医学		成人矯正処遇	
単位数	4		4		4		4		2		2	
担当者	高山晃朗／池田静		菱田 律子		花原 明博		青木 恒弘		定本 ゆきこ		池田 静	
開講期	通年		通年		通年		通年		後期		前期	
開講曜講時	水曜日 3講時		木曜日 5講時		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		火曜日 2講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		水曜日 4講時	
教室	21-302 / 21-301		21-506		21-203		21-401		21-301		21-501	
前 期	1	4/9	1	4/10	1	5/10	1	4/15			1	4/9
	2	16	2	17	2		2	22			2	16
	3	23	3	24	3	24	3	29			3	23
	4	30	4	5/1	4		4	5/6			4	30
	5	5/7	5	8	5		5	13			5	5/7
	6	14	6	15	6	6/7	6	20			6	14
	7	28	7	22	7		7	27			7	28
	8	6/4	8	29	8	21	8	6/3			8	6/4
	9	11	9	6/5	9	7/5	9	10			9	11
	10	18	10	12	10		10	17			10	18
	11	25	11	19	11		11	24			11	25
	12	7/2	12	26	12	12	12	7/1			12	7/2
	13	9	13	7/3	13		13	8			13	9
	14	16	14	10	14	26	14	15			14	16
	15	23	15	17			15	22			15	23
後 期	16	9/24	16	9/25	15	9/20	16	9/30	1	9/27		
	17	10/1	17	10/2	16		17	10/7	2			
	18	8	18	9	17	10/4	18	14	3	11/8		
	19	15	19	16	18		19	21	4			
	20	22	20	23	19	11	20	28	5	15		
	21	29	21	30	20		21	11/4	6			
	22	11/5	22	11/6	21	11/8	22	11	7	29		
	23	12	23	13	22		23	18	8			
	24	19	24	20	23	22	24	25	9	12/13		
	25	26	25	27	24		25	12/2	10			
	26	12/3	26	12/4	25	12/6	26	9	11	24(水)		
	27	10	27	11	26		27	16	12			
	28	17	28	18	27	20	28	1/6	13	1/10		
	29	1/7	29	1/8	28		29	13	14			
	30	14	30	15	29	1/17	30	20	15	1/17(4講時のみ)		

開講学舎	深 草											
科目名	更生保護概論		保護観察処遇		更生保護制度		犯罪学		被害者学			
単位数	4		2		2		2		4			
担当者	松田 慎一		西岡 純子		廣田 玉枝		浜井 浩一		池田 正興			
開講期	通年		後期		後期		後期		通年			
開講曜講時	火曜日 5講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		木曜日 2講時		木曜日 2講時		水曜日 2講時			
教室	21-303		21-402		21-402		22-103		22-103			
前 期	1	4/15							1	4/9		
	2	22							2	16		
	3	29							3	23		
	4	5/6							4	30		
	5	13							5	5/7		
	6	20							6	14		
	7	27							7	28		
	8	6/3							8	6/4		
	9	10							9	11		
	10	17							10	18		
	11	24							11	25		
	12	7/1							12	7/2		
	13	8							13	9		
	14	15							14	16		
	15	22							15	23		
後 期	16	9/30	1	9/20	1	9/18	1	9/25	16	9/24		
	17	10/7	2		2	25	2	10/2	17	10/1		
	18	14	3	10/4	3	10/2	3	9	18	8		
	19	21	4		4	9	4	16	19	15		
	20	28	5	11	5	16	5	23	20	22		
	21	11/4	6		6	23	6	30	21	29		
	22	11	7	11/8	7	30	7	11/6	22	11/5		
	23	18	8		8	11/6	8	13	23	12		
	24	25	9	22	9	13	9	20	24	19		
	25	12/2	10		10	20	10	27	25	26		
	26	9	11	12/6	11	27	11	12/4	26	12/3		
	27	16	12		12	12/4	12	11	27	10		
	28	1/6	13	20	13	11	13	18	28	17		
	29	13	14		14	1/8	14	1/8	29	1/7		
	30	20	15	1/17(3講時のみ)	15	15	15	15	30	14		

## 2014年度「矯正・保護課程」講義日程表【大宮】

開講学舎	大 宮		
科 目 名	成人矯正処遇	更生保護概論	
単 位 数	2	4	
担 当 者	池田 静	土井 真砂代	
開 講 期	後期	通年	
開講曜講時	木曜日 5講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	
教 室	北-103		北-103
前 期		1	4/19
		2	
		3	26
		4	
		5	5/10
		6	
		7	24
		8	
		9	6/14
		10	
		11	28
		12	
		13	7/12
		14	
		15	26
		16	
後 期	1	9/25	17
	2	10/2	18
	3	9	19
	4	16	20
	5	23	21
	6	30	22
	7	11/6	23
	8	13	24
	9	20	25
	10	27	26
	11	12/4	27
	12	11	28
	13	18	29
	14	1/8	30
	15	15	

2014年度「矯正・保護課程」講義日程表【瀬田】

開講学舎	瀬田									
科目名	矯正・保護入門		矯正概論A		矯正概論B		矯正教育学A		矯正教育学B	
単位数	2		2		2		2		2	
担当者	浜井 浩一 他6名		澤田 健一		澤田 健一		藏田 光秋		藏田 光秋	
開講期	前期		前期		後期		前期		後期	
開講曜講時	月曜日 5講時		金曜日 5講時		金曜日 5講時		火曜日 5講時		火曜日 5講時	
教室	3-101		2-103		2-103		4-107		4-107	
前期			1	4/11			1	4/15		
			2	18			2	22		
			3	25			3	29		
			4	5/2			4	5/6		
			5	9			5	13		
			6	16			6	20		
			7	23			7	27		
			8	30			8	6/3		
			9	6/6			9	10		
			10	13			10	17		
			11	20			11	24		
			12	27			12	7/1		
			13	7/4			13	8		
			14	11			14	15		
			15	18			15	22		
後期	1	9/22			1	9/19			1	9/30
	2	29			2	26			2	10/7
	3	10/6			3	10/3			3	14
	4	13			4	10			4	21
	5	20			5	17			5	28
	6	27			6	24			6	11/4
	7	11/3			7	11/7			7	11
	8	10			8	14			8	18
	9	17			9	21			9	25
	10	24			10	28			10	12/2
	11	12/1			11	12/5			11	9
	12	8			12	12			12	16
	13	15			13	19			13	1/6
	14	22			14	1/9			14	13
	15	1/19			15	16			15	20

開講学舎	瀬田									
科目名	矯正社会学A		矯正社会学B		矯正心理学A		矯正心理学B		成人矯正処遇	
単位数	2		2		2		2		2	
担当者	今津 武治		今津 武治		西岡 潔子		西岡 潔子		池田 静	
開講期	前期		後期		前期		後期		前期	
開講曜講時	水曜日 5講時		水曜日 5講時		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		木曜日 5講時	
教室	2-103		2-103		2-111		2-111		2-103	
前期	1	4/9			1	5/17			1	4/10
	2	16			2				2	17
	3	23			3	31			3	24
	4	30			4				4	5/1
	5	5/7			5	6/14			5	8
	6	28			6				6	15
	7	6/4			7	21			7	22
	8	7(土)			8				8	29
	9	11			9	28			9	6/5
	10	18			10	28			10	12
	11	25			11	7/5			11	19
	12	7/2			12				12	26
	13	9			13	19			13	7/3
	14	16			14				14	10
	15	23			15	26(1講時のみ)			15	17
後期			1	9/24			1	9/20		
			2	10/1			2			
			3	8			3	10/4		
			4	15			4			
			5	22			5	11		
			6	29			6			
			7	11/5			7	11/8		
			8	12			8			
			9	19			9	22		
			10	26			10			
			11	12/3			11	12/6		
			12	10			12			
			13	17			13	20		
			14	1/7			14			
			15	14			15	1/17(1講時のみ)		

## 2014年度「矯正・保護課程」講義日程表【瀬田】

開講学舎		瀬田				
科目名	更生保護概論A	更生保護概論B	更生保護制度	保護観察処遇		
単位数	2	2	1	2		
担当者	宮内 利正	宮内 利正	廣田 玉枝	鈴木 庄市		
開講期	前期	後期	後期	後期		
開講曜講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	木曜日 3・4講時	土曜日 3・4講時 (隔週開講)		
教室	2-103	2-103	2-103	2-103		
前期	1					
	2					4/12
	3					19
	4					
	5					5/10
	6					6/7
	7					
	8					21
	9					7/5
	10					
	11					19
	12					26(2講時のみ)
	13					
	14					
	15					
後期	1	9/27	1	10/2	1	9/20
	2	10/11	2	9	2	10/4
	3					
	4	11/15	3	16	3	11
	5					
	6	29	4	23	4	11/8
	7					
	8	12/13	5		5	22
	9					
	10	24(水)	6		6	12/13
	11					
	12	1/10	7		7	1/10
	13					
	14	17(2講時のみ)	8		8	17(3講時のみ)
	15					

## 特別研修講座「矯正・保護課程」 履修推奨モデル

学舎	1年次		2年次		3年次		4年次	
	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7・8セメ	
深草			矯正概論 更生保護概論 矯正教育学		矯正心理学 矯正社会学 被害者学			
				犯罪学	成人矯正処遇	保護観察処遇 矯正医学		
瀬田		矯正・ 保護入門	矯正概論A 更生保護概論A 矯正教育学A	矯正概論B 更生保護概論B 矯正教育学B 犯罪学	矯正心理学A 矯正社会学A 被害者学A 成人矯正処遇	矯正心理学B 矯正社会学B 被害者学B 保護観察処遇		
大宮			更生保護概論		成人矯正処遇			
共通			施設参観					

授 業 科 目	矯正・保護入門	2 単位	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法務研究科教授 他 6 名
授 業 テ ー マ	犯罪者・非行少年処遇の現場で働く人たちとその仕事			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉月曜日第 5 講時（後期）			

### 講 義 概 要

現代日本の刑事政策上の大きな問題の一つに刑事司法の縦割りの弊害がある。犯罪者は警察に検挙され、検察に起訴され、裁判所で判決を受けて、刑務所に収容され、そこを仮釈放されると保護観察所で指導・監督を受ける。しかし、実は、これらの機関は独立して業務を遂行することが多く、あまり連携は進んでいない。そこで働く人たちもお互いのことを意外と知らない。特に、判決後を担当する矯正・保護の目的は犯罪者の更生であるが、判決まではあまり更生を意識しない。ここに、日本の司法が抱える大きな問題がある。矯正・保護に限らないが、効果的な犯罪者処遇を実施するためには、刑事司法全体の中でのそれぞれの機関の役割を理解することが不可欠である。

本科目は、少年司法を含む日本の刑事司法システム全体を概観することで、矯正・保護がそのどこに位置づけられ、どのような役割を果たすことが期待されているのかを理解することを目的とする。その際に、刑事司法システムの流れに沿って、それぞれの刑事司法機関ではたらく人とその仕事内容に焦点を当てることで具体的な仕事のイメージを描くことができるように講義を行う。具体的には、卒業生などを外部講師として招いたり、映像資料などを利用したりしながら警察で働く警察官、検察庁で働く検察官・検察事務官、裁判所で働く裁判官・裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官、刑務官、保護観察官、法務教官・技官など、刑事司法機関で働く人とその仕事内容を紹介する。

加えて、将来の職業選択の参考となるように、警察官等それぞれの採用試験や研修の仕組みなどについても併せて講義を行う。

### 授 業 計 画

第 1 回	9 / 22	福島 至	日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
第 2 回	9 / 29	福島 至	警察と警察官の仕事
第 3 回	10 / 6	福島 至	検察とそこで働く人たちの仕事
第 4 回	10 / 13	石塚 伸一	裁判所とそこで働く人たちの仕事
第 5 回	10 / 20	石塚 伸一	弁護士の仕事
第 6 回	10 / 27	晃朗	刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
第 7 回	11 / 3	松田 慎一	保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
第 8 回	11 / 10	浜井 浩一	日本の少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
第 9 回	11 / 17	浜井 浩一	家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
第 10 回	11 / 24	浜井 浩一	少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事
第 11 回	12 / 1	黒川雅代子	児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
第 12 回	12 / 8	加藤 博史	刑事司法・少年司法を支えるボランティア・教諭の仕事
第 13 回	12 / 15	加藤 博史	刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
第 14 回	12 / 22	石塚 伸一	刑事司法・少年司法の歴史
第 15 回	1 / 19	石塚 伸一	刑事司法・少年司法と法 ※矯正・保護課程受講の誘い

### 成 績 評 価

定期試験（100％）で評価する。

### 担 当 者 か ら

この科目は、矯正・保護課程の科目を学ぶための導入科目です。具体的な刑事司法の仕事に関する知識を身につけることを通して、刑事司法の全体像を学びましょう。そして、将来、刑事司法分野の仕事に就きたいと考えている人におすすめの講義です。

### 参 考 文 献

『犯罪白書』  
『刑事司法』（勁草書房）など

授 業 科 目	<b>矯正概論</b> (法学部3年生以上と他学部受講生、学外者を対象)	4 単 位	担 当 者	畠 山 晃 朗  元 名古屋矯正管区長 龍谷大学文学部客員教授
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇等			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時			

### 講 義 概 要

犯罪のない明るい社会を作ることは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上ににぎやかさせている。そこで犯罪者や非行少年を、刑務所、拘置所、少年刑務所等の刑事施設や少年院、少年鑑別所等の矯正施設に収容して、一般社会から隔離して、犯罪者や非行少年の改善更生と社会復帰を目指して、適切な矯正教育が実施されている。

日本の刑事司法制度は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っているのが矯正施設である。

日本の矯正施設では、約半世紀の間、暴動などは起こっていないという世界に類を見ない安定的な運営がなされている。その原因は、土気旺盛で優秀な矯正職員と刑務作業の安定的な運営にあるといわれている。

ところが、最近の治安の悪化の影響を受け、過剰拘禁や外国人受刑者の増加など各種の困難な問題点が起こっている。そんな折、名古屋刑務所事件が起き、行刑施設は大きな変革の時代を迎え、監獄法も明治以来、100年ぶりに改正された。このような矯正施設の現状と問題点を、長年の現場施設での勤務経験から解説し、矯正施設紹介のビデオや各種資料にもとづき説明するのでわかり易く面白い講義である。

### 授 業 計 画

1 回目	第一編 総論	19 回目	教育活動
	第一章 1. はじめに 2. 講師プロフィール	20 回目	分類の業務
2 回目	第二章 矯正の意味	21 回目	医療と保健衛生
3 回目	第三章 矯正の歴史		拘置所の業務と死刑に関する事項
4 回目	第四章 矯正の法律理論	22 回目	第三章 少年施設の組織と業務
5 回目	第二編 矯正に関する法律	23 回目	少年院の教育等、
6 回目	第一章 刑事施設の法律、刑事施設のビデオ紹介		第五編 職員論
7 回目	第二章 刑事施設法の解説 その1		第一章 採用、任用
8 回目	刑事施設法の解説 その2	24 回目	少年鑑別所について
9 回目	刑事施設法の解説 その3	25 回目	第二章 服務
10 回目	第五章 少年施設の法律、少年院のビデオ紹介	26 回目	第六編 刑事施設の警備
11 回目	少年法及び少年院法 その1		第一章 警備の概要
12 回目	少年院法 その2		第二章 警備の基本
13 回目	第三編 法務省の組織と業務	27 回目	第三章 実力強制、
14 回目	第一章 刑事施設の組織と業務		第四章 戎具と武器
15 回目	第二章 矯正施設の組織と業務	28 回目	第七編 被収容者の処遇、
16 回目	総務部の業務		第一章 受刑者の処遇
17 回目	処遇部の業務 1	29 回目	第二章 処遇の体系と技術
18 回目	処遇部の業務 2	30 回目	第三章 矯正の成果・評価

### 成 績 評 価

理論だけでなく、実務から得た知識と経験をも分かちたいので、出席を重視する。特に実際に自分の目で矯正施設の現状を見てもらいたいので、施設に関するビデオを多数見てもらう。施設参観も重視する。試験(レポート試験)と総合評価する。

### 担 当 者 か ら

私は、龍谷大学の先輩(昭和39年文学部卒)として、また38年間の刑務官としての勤務で、刑務官としては最高の地位である矯正管区長まで昇進したのでその体験談等を紹介し、後輩の皆さんの中から、非常にやり甲斐のある矯正職員となることを希望する方が沢山出ることを期待した講義をしております。そのため、出席点を重視します。法務教官や刑務官採用試験の受験指導や、これらの試験合格者には、採用面接の指導や希望施設での採用について協力等もします。

とにかく、ビデオでみてから講義するのでわかり易く面白い授業です。

### 参 考 文 献

朝倉 京一 『矯正法講話』(法律文化社) 平野 龍一ほか『矯正論集』(矯正協会) 『犯罪白書』

授 業 科 目	矯正概論 (法学部2年生のみ対象)	4単位	担 当 者	池 田 静  元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇等			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時			

#### 講 義 概 要

犯罪のない明るい社会を作ることには国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎやかさせている。そこで犯罪者や非行少年を、刑務所、拘留所、少年刑務所等の刑事施設や少年院、少年鑑別所等の矯正施設に収容し、一般社会から隔離して、犯罪者や非行少年の改善更生と社会復帰を目指して、適切な矯正教育が実施されている。

日本の刑事司法制度は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、その内、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っているのが矯正施設である。

日本の矯正施設では、約半世紀の間、暴動などの大きな事故は起こっていないという世界に類を見ない安定的な運営がなされてきた。その原因は、土気旺盛で優秀な矯正職員と刑務作業の安定的な運営にあるといわれている。

そんな中、念願であった監獄法が改正され、新しい法体制下での矯正行政へと大きく変革をとげようとしている。この授業こうした状況下における矯正施設の現状と問題点等について長年の現場施設での勤務経験から解説し、矯正施設の紹介のビデオや各種資料にもとづき解説するとともに矯正の将来をも展望したい。

#### 授 業 計 画

1回目	矯正の現状
2回目	矯正の意義
3、4、5回目	矯正の歴史
6、7回目	矯正に関する法律
8回目	矯正の機構
9、10回目	矯正の組織と業務（刑事施設の組織と業務）
11、12回目	矯正の組織と業務（少年院等の組織と業務）
13、14回目	矯正の職員と予算
15回目	刑事施設（刑事施設の意義）
16、17、18回目	刑事施設（規律の維持）
19、20回目	刑事施設（不服申立て）
21回目	刑事施設（未決被収容者等の処遇）
22～26回目	刑事施設（受刑者の処遇）
27、28、29回目	少年院
30回目	少年鑑別所

#### 成 績 評 価

理論だけでなく、実務から得た知識と経験をも分かちたいので、出席を重視する。特に実際に自分の目で矯正施設の現状を見てもらいたいので、施設参観の出席者には若干の加点を考慮する。評価は試験（レポート）と出席状況との総合評価とする。

#### 担 当 者 か ら

33年間の矯正職員としての体験談を紹介し、受講生の皆さんから矯正職員となることを希望する方が沢山出ることを期待する。そのため、法務教官や刑務官採用試験の受験指導や、これらの試験合格者には、別途、採用面接等の指導を行う。

#### 参 考 文 献

『刑事政策入門』（法務省矯正研修所編） 『成人矯正法』（同） 『矯正の現状』（法務省矯正局）

授 業 科 目	矯正概論 A	2 単位	担 当 者	澤 田 健 一 元 法務大臣官房審議官 龍谷大学大学院法務研究科客員教授
授 業 テ ー マ	矯正関係法令及び国際準則と犯罪者、非行少年の処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第 5 講時			

#### 講 義 概 要

平成21年5月から始まった裁判員制度により刑事司法の大きな変革がもたらされ、裁判員が関与する量刑に基づく刑の執行過程、すなわち矯正についての国民の関心も高まっている。

矯正は、被収容者を収容して、その改善更生及び社会復帰を図るための処遇を行う重要な行政分野であり、憲法の下に法令の規定に基づいて行わなければならない。また、近年は、国際的な動向として、人権関係条約や国際連合の諸決議において、被収容者の権利自由の保護の要請に配慮しつつ、矯正関係法令を適正に解釈運用することが求められている。本講座では、被収容者処遇に関する国際的な動向を紹介しつつ、現行の矯正関係法令と犯罪者処遇の実情が体系的に理解できるように、実務経験を踏まえて、分かりやすく解説することとしたい。

#### 授 業 計 画

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 1 「矯正」とは 位置付け            | 8 少年院法・少年鑑別所法の動向  |
| 2 「少年矯正」とは 位置付け          | 9 施設内処遇と社会内処遇の連携  |
| 3 矯正の組織と予算               | 10 処遇の個別化 PFI刑務所  |
| 4 矯正の現状と課題               | 11 矯正の広報 DVD      |
| 5 再犯防止に向けた総合対策           | 12 刑務作業 就労支援      |
| 6 矯正職員 DVD               | 13 矯正とボランティア      |
| 7 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 | 14 矯正と裁判、不服申立て    |
|                          | 15 矯正と国際準則 前期のまとめ |

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）（40%）とレポート内容の評価（60%）の総合評価とする。

#### 担 当 者 か ら

刑事手続の変革の中で、刑事施設の被収容者の処遇についても、平成19年6月から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行されています。また、少年矯正についても平成12年からの数次の法改正があった上、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定への動きがあり、矯正行政の内容は大きく変わってきています。矯正の実務家、研究者を目指す人、様々な観点から矯正に関心を持つ人は、矯正関係法令の概要を理解し、現在、どのような処遇が行われ、何が問題とされているのか、人権関係条約や国連準則との関係はどうなっているのかについて、基礎的な知識を得ておく必要があります。矯正概論を学ぶことによって、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学等の必要性もよく理解することができるでしょう。

#### 参 考 文 献

法務総合研究所編「平成25年版犯罪白書」（日経印刷株式会社）  
必要な資料は、授業時に配付する。

授 業 科 目	矯正概論B	2単位	担 当 者	澤 田 健 一 元 法務大臣官房審議官 龍谷大学大学院法務研究科客員教授
授 業 テ ー マ	犯罪者、非行少年の施設内処遇の現状と課題			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第5講時			

#### 講 義 概 要

平成24年7月に政府が発表した「再犯防止に向けた総合対策」では、刑務所出所者等について、「広く国民に理解され、支えられた社会復帰」の実現が重要課題とされ、矯正・保護について具体的目標が設定された。我が国の矯正は、被収容者の数に比べ比較的少ない職員で効率的な施設運営と被収容者処遇を実現してきたが、今や、再犯、再非行の防止という国の重要課題に向けて、更生保護、社会福祉諸機関等との緊密な連携に基づく具体的成果を求められている。

本講座では、様々な被収容者の類型ごとの処遇を中心に取り上げていき、犯罪者、非行少年の社会復帰に向けた処遇の現状と当面する問題点が具体的に理解できるように、実務経験を踏まえて、分かりやすく解説することとしたい。

#### 授 業 計 画

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1 性犯罪者の処遇             | 8 外国人被収容者の処遇           |
| 2 薬物事犯者の処遇            | 9 交通事犯者の処遇 開放処遇        |
| 3 高齢受刑者の処遇            | 10 未決被収容者等の処遇 DVD      |
| 4 女性受刑者の処遇            | 11 矯正と被害者              |
| 5 長期受刑者の処遇 DVD        | 12 矯正建築                |
| 6 青少年受刑者、暴力団関係被収容者の処遇 | 13 矯正施設の事故             |
| 7 精神障害のある者の処遇、矯正医療    | 14 修復的司法 社会奉仕命令等、新たな動向 |
|                       | 15 世界の中の日本の矯正 まとめ      |

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）（40%）とレポート内容の評価（60%）の総合評価とする。

#### 担 当 者 か ら

受刑者及び非行少年の処遇を行うに当たっては、矯正施設の適正な運営を図り、その人権を尊重しつつ、資質及び環境に応じて社会復帰に必要な処遇を計画的に行うことが重要です。さらに、上で述べたように、再犯、再非行の防止について具体的成果が求められていますが、その実現には多くの問題点もあります。本講座では、さまざまなタイプの受刑者、非行少年の処遇を具体的に取り上げますので、その現状と課題を理解し、今後の方向について考えてみましょう。

基本的には矯正概論Aに続く内容になっていますが、受講者の状況に応じて基本的な事柄をもう一度説明するなどし、本概論Bから始める人にも分かるよう工夫していきたいと考えています。

#### 参 考 文 献

法務総合研究所編「平成25年版犯罪白書」（日経印刷株式会社）  
必要な資料は、授業時に配付する。

授 業 科 目	矯正教育学 A	2 単位	担 当 者	藏 田 光 秋  元 岡山少年院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・総論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉火曜日第 5 講時（前期）			

#### 講 義 概 要

かつて、少年院での処遇を終え社会復帰した者は、“少年院帰り”などラベリングされていました。

しかし現在では、非行少年の更生を図る有効な処分として、少年院に送致し、そこで矯正教育を受けさせるのが当然のこととして、社会的な認知を受けるようになっていきます。

この少年院における矯正教育が、どのようにして現在に至ったのか、矯正教育の対象となる非行少年とは、どのような人たちなのか、そして矯正教育はどのような環境の下で、どのような職員によって展開されているかなど、いわば矯正教育の総論について学んでいこうと思います。

#### 授 業 計 画

- 1 少年院の沿革①
- 2 少年院の沿革②
- 3 少年非行の動向
- 4 矯正教育の意義と目的①
- 5 矯正教育の意義と目的②
- 6 矯正教育における対象者の理解①
- 7 矯正教育における対象者の理解②
- 8 矯正教育の場としての環境・条件①
- 9 矯正教育の場としての環境・条件②
- 10 法務教官の在り方
- 11 矯正教育の基本原則
- 12 少年院における処遇
- 13 少年院における外国人少年処遇の現状と課題
- 14 民間協力者
- 15 少年非行にかかわる問題ほか

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）（50％）と出題に対するレポートの評価（50％）により評価します。

#### 担 当 者 か ら

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における営みを社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

#### 参 考 文 献

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 法務省 矯正研修所編   | 『研修教材 矯正教育学』       |
| 矯正協会編        | 『矯正教育の方法と展開』       |
| 有斐閣          | 『日本の矯正と保護 第2巻 少年編』 |
| 法務省 法務総合研究所編 | 『犯罪白書』             |
| 矯正協会         | 『少年院における矯正教育の現在』   |

授 業 科 目	矯正教育学B	2単位	担 当 者	藏 田 光 秋  元 岡山少年院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉火曜日第5講時（後期）			

#### 講 義 概 要

少年院の毎日は、ともすると元気だけが先立っているような印象があります。

しかし、実際のところは一般の学校教育と変わることのない、矯正教育としての教育課程により細密に組み立てられたものを、対象者の変化に合わせてながら展開しています。

この矯正教育の“仮説の設定→展開→結果の検証”というプロセスは、学校教育だけではなく企業活動などにおいても参考になるものと思います。

特に、少年院での処遇の中核となる教育内容と方法から、力一辺倒ではない矯正教育の実態を学んでいこうと思います。

#### 授 業 計 画

- 1 教え方の基礎と応用
- 2 少年院における実践教育課程①
- 3 少年院における実践教育課程②
- 4 矯正教育の内容と方法①
- 5 矯正教育の内容と方法②
- 6 矯正教育の内容と方法③～基本的な指導（個別面接、日記指導、作文指導）
- 7 矯正教育の内容と方法④～同上（読書指導、内省指導、役割交換書簡指導、内観指導）
- 8 矯正教育の内容と方法⑤～グループで力をつける（ロールプレイング、SST、モラルジレンマ指導）  
～過去を乗り越える（薬物乱用防止講座、交通安全指導講座）
- 9 矯正教育の内容と方法⑥～同上（暴走族離脱講座、家族生活適応講座、交友関係改善講座）
- 10 矯正教育の内容と方法⑦～新しい生き方を探る（進路指導講座、社会生活適応講座、育児教育）  
～環境の教育力を活用する（学寮の教育力、家族の教育力、自然環境の…）
- 11 矯正教育の内容と方法⑧～被害者の視点を取り入れた教育
- 12 指導領域外活動の教育的機能、少年院における「食」に関する指導
- 13 教育課程の運用
- 14 教育評価
- 15 少年院以外の矯正施設における教育上の問題

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）（50％）と出題に対するレポートの評価（50％）により評価します。

#### 担 当 者 か ら

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における営みを社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

#### 参 考 文 献

- 法務省 矯正研修所編 『研修教材 矯正教育学』  
 矯正協会編 『矯正教育の方法と展開』  
 有斐閣 『日本の矯正と保護 第2巻 少年編』  
 矯正協会編 『矯正処遇技法ガイドブック』  
 矯正協会 『少年院における矯正教育の現在』

授 業 科 目	矯正教育学	4 単位	担 当 者	菱 田 律 子  元 浪速少年院長
授 業 テ ー マ	少年院の教育の実際及び少年非行の諸相			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第5講時			

### 講 義 概 要

少年院の教育の実際及び少年非行の諸相について、具体的にわかりやすく講義し、法務教官・教師・児童福祉関係者等青少年の健全育成に関わる人材の育成に寄与したいと考えています。

### 授 業 計 画

第1回 矯正教育概論①	はじめに、少年院の教育と法務教官の役割	第16回 少年法と少年院の歴史①	少年法の誕生と矯正院
第2回 矯正教育概論②	少年非行の動向と少年非行の処遇	第17回 少年法と少年院の歴史②	現行少年法
第3回 矯正教育概論③	関係機関①—家庭裁判所、少年鑑別所	第18回 少年法と少年院の歴史③	少年事件①—永山事件ほか
第4回 矯正教育概論④	関係機関②—更生保護関係	第19回 少年法と少年院の歴史④	少年事件②—神戸事件ほか
第5回 矯正教育概論⑤	関係機関③—児童福祉関係	第20回 少年法と少年院の歴史⑤	改正少年法
第6回 矯正教育の実際①	教育課程	第21回 非行少年の諸相①	薬物
第7回 矯正教育の実際②	生活指導	第22回 非行少年の諸相②	摂食障害・自傷
第8回 矯正教育の実際③	職業補導	第23回 非行少年の諸相③	窃盗
第9回 矯正教育の実際④	教科教育	第24回 非行少年の諸相④	暴力
第10回 矯正教育の実際⑤	保健・体育	第25回 非行少年の諸相⑤	校内暴力・いじめ
第11回 矯正教育の実際⑥	特別活動	第26回 非行少年の諸相⑥	性
第12回 矯正教育の実際⑦	保護者に対する措置	第27回 非行少年の諸相⑦	家族・児童虐待
第13回 矯正教育の実際⑧	被害者の視点を取り入れた教育	第28回 非行少年の諸相⑧	発達障害
第14回 矯正教育の実際⑨	個別的処遇計画	第29回 非行少年の諸相⑨	女子非行
第15回 矯正教育の実際⑩	成績評価、前期のまとめ	第30回 矯正教育の展望	おわりに

### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）（70%）とレポート（30%）の総合評価とします。

### 担 当 者 か ら

少年院・刑務所の教育・処遇の現場一筋に勤務して37年、被収容少年や受刑者から数々のことを学び教えられました。生まれた時から非行少年・犯罪者であった人は一人もいません。家庭内の葛藤や、学校や社会の歪み等々から非行・犯罪に染まっていったように感じます。前半は、矯正教育の概論と実際について、後半は少年法と少年院の歴史を概観するとともに、薬物・性・暴力など様々な視点から少年非行の諸相について、具体的にわかりやすく講義するとともに、可能な限り、双方向を目指したいと考えています。

### 参 考 文 献

法務総合研究所編 『犯罪白書』  
 法務省矯正研修所編 『研修教材 矯正教育学』  
 矯正協会編 『矯正教育の方法と展開』

授 業 科 目	矯正社会学	4 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	少年非行を取り巻く諸問題と施設内処遇の現状と課題		
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第1・2講時（通年隔週開講）		

#### 講 義 概 要

本講義においては、少年非行に関する様々な問題点を明らかにしつつ、非行少年に対する施設内処遇について取り上げ、社会が今日抱える青少年問題について考察する。

#### 授 業 計 画

- 第1回 犯罪と非行の現状
- 第2回 少年法と少年審判制度
- 第3回 矯正施設における集団・組織
- 第4回 矯正施設における文化
- 第5回 矯正施設におけるパーソナリティ
- 第6回 少年鑑別所について
- 第7回 少年院について①（基本理念・教育課程）
- 第8回 少年院について②（矯正教育）
- 第9回 児童自立支援施設について
- 第10回 薬物依存への対応
- 第11回 発達障害への対応
- 第12回 知的障害への対応
- 第13回 犯罪被害者への対応
- 第14回 青少年の問題行動と社会環境
- 第15回 少年法と少年院のこれから

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）70%、レポート30%

#### 担 当 者 か ら

講義中心にしながら、ビデオ教材等も導入しつつ、受講者の関心や問題意識に即した授業を展開したいと考えています。

#### 参 考 文 献

法務総合研修所『犯罪白書』平成25年度版  
財団法人矯正協会 研修教材『矯正社会学』

授 業 科 目	矯正社会学 A	2 単位	担 当 者	今 津 武 治  元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	非行少年に係る社会と少年院			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 5 講時（前期）			

#### 講 義 概 要

非行少年とはどういう者のことをいうのか、彼・彼女らにはどのような特徴や傾向があるのか、彼・彼女らに対して我が国ではどういう手続きや働き掛けがなされ、どのような結果が見られるのか等について、統計データや少年院における処遇現場での実務経験を通して考えてみたいと思います。そして、後半には事例研究の場を設け、具体的なケースについて幅広い視点から検討することを考えています。

#### 授 業 計 画

- |    |        |                             |
|----|--------|-----------------------------|
| 1  | 非行の動向  | (1) 非行少年に対する手続きの流れ          |
| 2  | 〃      | (2) 統計から見る日本の少年非行           |
| 3  | 〃      | (3) 少年院出院者の更生と再犯            |
| 4  | 非行と文化  | (1) 非行少年の特徴と傾向              |
| 5  | 〃      | (2) インフォーマル組織における不良集団及び不良交友 |
| 6  | 〃      | (3) 非行少年に対するマスコミと地域社会の視点    |
| 7  | 少年矯正施設 | (1) 少年院と少年鑑別所               |
| 8  | 〃      | (2) 少年院における矯正教育             |
| 9  | 〃      | (3) 少年院における生活               |
| 10 | 少年院法改正 | (1) 改正の経緯と概要                |
| 11 | 〃      | (2) 現法と改正案 1                |
| 12 | 〃      | (3) 現法と改正案 2                |
| 13 | 事例研究   | (1) 事例研究 1                  |
| 14 | 〃      | (2) 事例研究 2                  |
| 15 | 〃      | (3) 事例研究 3                  |

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）50%、適時のレポート50%の割合で評価する。

#### 担 当 者 か ら

統計データは参考文献にある『犯罪白書』を活用します。その平成23年版では「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」と題する特集が組まれており、これについても触れてみたいと思います。数字的なデータは客観性を担保しやすい面を持っていますが、そのベースとなっているものはあくまでも個々の人間であるということを忘れず、先入観を排し、冷静で謙虚な科学的視点を大切にするように努めたいと思っています。

事例研究では現実的なケースだけではなく、視聴覚教材を活用し、例えば映画やドラマなどで取り上げられたテーマや価値観についても幅広く触れてみようと考えています。

#### 参 考 文 献

法務省矯正研修所編 『研修教材 矯正社会学』  
法務総合研究所 『犯罪白書』

授 業 科 目	矯正社会学B	2単位	担 当 者	今 津 武 治  元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における法務教官と在院少年			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第5講時（後期）			

#### 講 義 概 要

少年院に収容されている少年たちは加害者としての側面を持っていますが、生育歴をみると、虐待やネグレクト、イジメなどの被害体験を有する者も少なくはありません。他人を受容し共感することは人間社会において大切なことであり、特に教育の現場ではそれがより求められることと思います。しかし、矯正教育の対象者は非行をはじめとする様々な問題性を抱えており、その非行性や問題性までも受容し、共感してしまえば弊害が生じてしまいます。

このような面を踏まえて、少年院における法務教官及び在院少年の諸関係について考えてみたいと思います。

#### 授 業 計 画

- 1 矯正施設における集団
- 2 矯正施設における文化
- 3 矯正施設におけるパーソナリティー
- 4 アンケート調査結果 (1) 少年院における法務教官の意識
- 5                   〃 (2) 少年院在院少年における意識
- 6 少年院における矯正教育と教育学
- 7 少年院教育の構造
- 8 少年院在院少年の語りと内面 (1) 変容から更生へ
- 9                   〃 (2) 演技から役割へ
- 10 少年院における指導の過程 (1) 集団指導と個別指導
- 11                   〃 (2) 生活指導
- 12 少年院における評価の活用
- 13 施設内処遇から社会内処遇へ
- 14 少年院教育の可能性と限界
- 15 おわりに

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）50%、適時のレポート50%の割合で評価する。

#### 担 当 者 か ら

少年院は矯正施設という性格上、外部からの実証的な検討がされにくいという面を持っていますが、ここでは、教育学や社会学関係の大学研究者たちのグループが、少年院の処遇現場において長期間にわたり密度の濃いフィールド調査をした研究成果や全国の少年院に対して実施した幅広い意識調査の分析結果を活用し、少年院における処遇現場での実務経験を通して少年院における法務教官と在院少年のかかわりについて考えてみたいと思っています。また、今回活用する研究や分析では割愛されていた医療措置課程と特殊教育課程の少年院のことについても少しは触れることができると考えています。

#### 参 考 文 献

法務省矯正研修所編 『研修教材 矯正社会学』  
 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹 編 『現代日本の少年院教育一質的調査を通して一』（名古屋大学出版会）

授 業 科 目	矯正心理学	4 単位	担 当 者	青 木 恒 弘  元 松山少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	非行少年・犯罪者の心理と処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第 2 講時			

#### 講 義 概 要

近年、無関心のままに済ますわけにはいかないような色々な事件が起こっています。そして、その多くに、心の問題についての論説が行われています。それは、本人の性格が原因であるとか、家族関係に問題があるなどというように取り沙汰されています。

本講においては、このような非行や犯罪に関する論究を紹介しつつ、これらの問題を業務として取り扱っている関係機関の現状について説明していきます。また、長年、心理技官として勤務してきた経験をもとに、これらの機関において実施している心理学的な分析方法について、実務家の立場から解説していきます。

特に、面接技法においては、処遇状況を映したビデオを教材にして進めて行きますが、それはカウンセリングを学ぼうとする際の基礎になるほか、就活など今後の面接活動に寄与することはまちがいありません。4 回生の方はもとより、これから、その時期を迎える 2 回生、3 回生の方々、今からその習熟を心掛けるようになさってください。

#### 授 業 計 画

1～3 回	1. 心理学の基礎	(1) 犯罪心理学
4～6 回		(2) 人格心理学
7～8 回		(3) 発達心理学
9～10 回		(4) 適応機制
11～13 回	2. 心理検査	(1) 知能検査
14～17 回		(2) 性格検査
18～22 回	3. 処遇技法	
23～26 回	4. 事例研究	
27～30 回	5. トピックス	

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）40%、小テスト20%、レポート30%、その他10%（施設参観、矯正展見学）。出席状況を重視しますが、適宜提出レポートも評価の資料とします。

#### 担 当 者 か ら

本講では単なる教科書的理解に留まることなく、実際の事例に即して説明する機会がしばしば生じます。また、心理検査などの実践は、一種の体験学習の色彩を帯びることになりますし、その後の学習の基礎ともなります。このため、遅刻や欠席をすると、確実にご自身の学習に影響します。このことをよく踏まえて、日程調整に配慮するようにしてください。

講義内容、順序、心理検査等の詳細は、第 1 回目の講義で説明しますので、必ず出席するようにしてください。1 年をかけて、ともに学んでいきましょう。

#### 参 考 文 献

法務省矯正研修所『矯正心理学』（矯正協会）  
法務総合研究所編『犯罪白書』

授 業 科 目	矯正心理学 A	2 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	矯正心理学 基礎		
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日 1・2 講時（前期 隔週開講）		

#### 講 義 概 要

矯正心理学とその周辺領域について、前期は主にその基礎的概観を行う。なお、理論の解説に加え、鑑別の実務を踏まえ、矯正における心理臨床について、なるべく実践的な検討を行う。

#### 授 業 計 画

- 1 矯正心理学とは（1・2 講）
  - （1）心理学の発展と矯正における科学化
  - （2）司法手続と少年鑑別所の役割
2. 社会現象としての犯罪・非行（3・4 講）
3. 心理学による犯罪・非行理解とその理論的枠組み（5～10 講）
  - （1）犯罪・非行生起のメカニズム
  - （2）学習と行動
  - （3）動機と欲求
  - （4）基礎理論としての精神分析
  - （5）精神の発達と問題行動
  - （6）精神障害の理解
- 4 鑑別手続とその方法（11～13 講）
  - （1）鑑別の流れ
  - （2）面接
  - （3）行動観察
  - （4）心理検査
  - （5）総合的解釈の枠組み
- 5 矯正処遇と心理学の応用（14・15 講）
  - （1）改善更生に向けた処遇
  - （2）集団の管理

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）を重視し、レポートの評価も加える。

#### 担 当 者 か ら

少子化の時代にあってもなお、社会の耳目を集める重大な非行が後を絶たない昨今、少年鑑別所における実務の現場等で、非行少年の理解とその処遇等に心理学的な理論や方法がどのように活用されているのかを学べるようにしたいと考えています。

矯正心理学 A では、矯正心理学の理論的枠組みや基礎的な考え方を取り上げますが、あくまでも実践に基づくものとし、少年鑑別所を始めとする矯正施設の業務にも触れていきます。

#### 参 考 文 献

- 犬塚石夫編『矯正心理学 上巻』（東京法令出版）  
 犬塚石夫編『矯正心理学 下巻』（東京法令出版）  
 法務総合研究所『犯罪白書』〈平成24年版〉（国立印刷局）  
 C. R. バートル他著 羽生和紀監訳『犯罪心理学』（北大路書房）  
 藤岡淳子編『犯罪・非行の心理学』（有斐閣）

授 業 科 目	矯正心理学 B	2 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	矯正心理学 各論		
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 1・2 講時（後期 隔週開講）		

#### 講 義 概 要

矯正心理学の後期は、主に非行理解のための各論について解説する。各種非行をどのような視点からとらえ、背景に予想される心理特性や問題をいかに探っていくかを検討するとともに、近年の非行に多様な影響を与えているとされる諸要因にも触れる。

#### 授 業 計 画

- 1 少年鑑別所における心理アセスメントの手順とその実際（1・2講）
- 2 戦後における犯罪・非行の動向（3講）
- 3 各種犯罪・非行の動向とその心理機制（4～11講）
  - （1）窃盗犯
  - （2）粗暴犯・凶悪犯
  - （3）薬物犯
  - （4）性犯
- 4 精神障害のある非行少年の診断とその処遇（12講）
- 5 再非行の可能性と教育上の必要性の把握（リスク・ニーズアセスメントの視点から）（13・14講）
- 6 犯罪・非行からの立ち直りに向けて（15講）

#### 成 績 評 価

平常点（出席状況・態度等）を重視し、レポートの評価も加える。

#### 担 当 者 か ら

少子化の時代にあってもなお、社会の耳目を集める重大な非行が後を絶たない昨今、少年鑑別所における実務の現場等で、非行少年の理解とその処遇等に心理学的な考え方や方法がどのように応用されているのかを学べるようにしたいと考えています。

矯正心理学 B では、矯正心理学の理論的応用や実践を取り上げます。とりわけ犯罪・非行やその生起に影響を及ぼす諸要因の理解に対する臨床心理学的知見の活用を中心に考えていきたいと思ひます。

矯正心理学 A を受講していなくても理解できる内容にしています。

#### 参 考 文 献

- 犬塚石夫編『矯正心理学 上巻』（東京法令出版）  
 犬塚石夫編『矯正心理学 下巻』（東京法令出版）  
 法務総合研究所『犯罪白書』〈平成24年版〉（国立印刷局）  
 C. R. バートル他著 羽生和紀監訳『犯罪心理学』（北大路書房）  
 藤岡淳子編『犯罪・非行の心理学』（有斐閣）

授 業 科 目	矯正医学	2 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	矯正施設における精神医療を中心に		
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第3・4講時（隔週 後期 開講）		

#### 講 義 概 要

人はどうして非行・犯罪に至るのでしょうか。生まれ持った資質と生育環境の双方が入り組んで影響し合いながら、発達段階やライフステージを経過しつつ人格の形成がなされます。人格を形成する内的因子と外的因子が重なりあい、ある場合はそちらの方向へ人を押しやるのでしょうか。主に精神医学の観点から非行・犯罪の原因を読み取ります。さらに矯正においてどのように医学は貢献していけるのかを共に考えたいと思います。また全国で実践されている、目立たないけれども貴重な矯正医療の取り組みのいくつかを紹介したいと思っています。

#### 授 業 計 画

少年非行、少年院や刑務所における精神医療などについて。

- 第1・2回目 「矯正医学概論」
- 第3・4回目 「少年非行と児童青年精神医学」
- 第5・6回目 「医療少年院における矯正精神医療」
- 第7・8回目 「少年刑務所における矯正精神医療」
- 第9・10回目 「医療刑務所における矯正医療」
- 第11・12回目 「女子刑務所における精神医療～摂食障害などを巡って」
- 第13・14回目 「矯正施設における緩和ケア医療」
- 第15回目 「薬物犯罪の理解とアプローチ」

#### 成 績 評 価

レポート（40%）および平常点（出席状況・態度等）（60%）により評価します。

#### 担 当 者 か ら

矯正施設内の医療状況を社会と共有するために、一般の立場からの質問を歓迎します。

#### 参 考 文 献

法務総合研究所編『犯罪白書』（国立印刷局）

授 業 科 目	成人矯正処遇	2単位	担 当 者	池 田 静  元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	刑事施設（刑務所）においていかなる処遇が展開されているか			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉 水曜日第4講時（前期） 〈大宮学舎〉 木曜日第5講時（後期） 〈瀬田学舎〉 木曜日第5講時（前期）			

### 講 義 概 要

「成人矯正処遇」は、成人矯正施設（刑事施設）における処遇を指す。刑事施設は、受刑者に対し、所定の刑罰を執行するとともに、その執行期間の中で、彼らが二度と罪を犯すことのないよう矯正処遇を実施している。この施設内処遇としての矯正処遇が、いま、どのように展開されているか。そして、それが、いかなる理論に基づき、どのように展開されているかについて解説していく。

### 授 業 計 画

- 1回目        I はじめに
- 2回目        1. 「成人矯正処遇」とは
- 3回目        2. 刑事施設
- 4回目        3. 犯罪者から受刑者へ
- 5回目        II 矯正処遇の展開
- 6回目        1. 受刑者処遇の原則
- 7回目        2. 処遇要領
- 8回目        3. 集団処遇
- 9回目        4. 制限の緩和と優遇措置
- 10、11、12回目    5. 作業
- 13回目       6. 各種指導
- 14回目       7. 矯正医療
- 15回目       III おわりに

### 成 績 評 価

レポートと平常点（出席状況・態度等）との総合評価とする。

実務家としての体験を生かした解説が中心となるので、出席状況を重視したい。また、実際の処遇場面を見聞することは非常に有意義と考えるので、施設参観にはぜひとも参加してもらいたい。

### 担 当 者 か ら

質問を受けることが担当者にとって大変参考になり、ありがたいので、質問は大いに歓迎する。また、将来刑務官を目指したい方に対しては、必要な指導を行う。

### 参 考 文 献

- （法曹時報・抜刷） 『矯正の現状』
- 鳴下 守孝著 『受刑者処遇読本』（小学館集英社プロダクション）
- 『犯罪白書』『刑政』等

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	保護観察処遇の理論と実際		
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）		

#### 講 義 概 要

更生保護制度は、我が国の刑事司法の最後の一角に位置する。罪を犯した者や非行を起こした少年が、社会内において健全な生活を営むことを支援することによって、再犯や再非行を防ぎ、社会を守ることを目的としている。

旧来は刑務所の作業中心の生活に見られたような、規律正しい生活を営むことで、社会適応できる生活態度を身に着けることを目標とする指導が保護観察の処遇でも主流で、主要な担い手である保護司にも、社会生活のモデルを示すという意味合いがあった。現在もその意味合いは決して小さくはないものの、公務員である保護観察官が実施する専門的なプログラムによる教育や、福祉的な分野など他機関連携により更生を支えることが求められるなど、多角的な支援が要求されるようになっている。

制度の始まり、司法制度の中での位置づけ、これまでの更生保護制度の実際を学んだ上で、今後この制度に求められていることが何なのかを考えてみたい。

#### 授 業 計 画

- 1 保護観察概説（1） 刑事制度のしくみの中の更生保護
- 2 保護観察概説（2） 保護観察の種類と実施体制 保護観察の担い手
- 3 保護観察処遇概論（1） 保護観察処遇の指導～指導目標と実施手法
- 4 保護観察処遇概論（2） 段階別処遇や類型別処遇などの処遇技法
- 5 保護観察処遇の実際（1） 保護観察となるまで（1）
- 6 保護観察処遇の実際（2） 保護観察となるまで（2）
- 7 保護観察処遇の実際（3） 更生保護による支援（1）
- 8 保護観察処遇の実際（4） 更生保護による支援（2）
- 9 保護観察処遇の実際（5） 少年処遇の事例研究（1）
- 10 保護観察処遇の実際（6） 少年処遇の事例研究（2）
- 11 保護観察処遇の実際（7） 仮釈放制度
- 12 保護観察処遇の実際（8） 成人処遇の事例研究
- 13 更生保護制度の中の犯罪被害者施策
- 14 心神喪失者等医療観察制度
- 15 保護観察制度の課題と展望

#### 成 績 評 価

期末にレポート提出を求める。平常点（出席状況・態度等）と合わせて評価する。

#### 担 当 者 か ら

制度の中心となる保護司と保護観察官の指導にかえて、世相を反映して付加されてきた各種施策を知り、そこで実行可能な今後の制度への期待を考える機会としたい。

#### 参 考 文 献

平成25年版犯罪白書（法務総合研究所）

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位	担 当 者
授 業 テ ー マ	保護観察処遇の理論と実際		
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 3・4 講時（後期 隔週開講）		

### 講 義 概 要

更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に働きかけることにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、それらの者が自立し立ち直ることを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的としています。その内容は、保護観察、生活環境の調整、仮釈放、更生緊急保護、犯罪予防活動等と多岐にわたっています。

保護観察は、更生保護制度の主軸であり、国家公務員である保護観察官と民間篤志家である保護司が協働態勢で実施しているところに大きな特徴があります。

本講義では、更生保護制度の理念、保護観察の方法・種類等に触れた後、更生保護法に基づいて実施されている保護観察処遇上の様々な施策、処遇場面の実際等について具体的な事例を紹介しながら、分かり易く説明します。

### 授 業 計 画

1 保護観察概説（1）	刑事司法の中の保護観察制度
2 保護観察概説（2）	保護観察の担い手・方法・種類等
3 保護観察処遇理論（1）	保護観察における処遇施策（1）
4 保護観察処遇理論（2）	保護観察における処遇施策（2）
5 保護観察処遇の実際（1）	少年事件を中心に
6 保護観察処遇の実際（2）	成人事件を中心に
7 保護観察処遇の実際（3）	処遇プログラム（1）
8 保護観察処遇の実際（4）	処遇プログラム（2）
9 保護観察処遇の実際（5）	事例研究（1）
10 保護観察処遇の実際（6）	事例研究（2）
11 保護観察処遇の実際（7）	仮釈放制度
12 保護観察処遇の実際（8）	更生保護施設
13 保護観察処遇の実際（9）	補導援護、応急の救護
14 犯罪被害者施策	更生保護と被害者
15 まとめ	

### 成 績 評 価

レポート 80%  
平常点（出席状況・態度等）20%

### 担 当 者 か ら

近年、刑事政策や犯罪者・非行少年の処遇への関心が高まっており、保護観察という言葉を目にする機会も多くなりましたが、更生保護制度について詳しく学ぶチャンスは少ないと思います。過ちを犯した人たちを社会から排除するだけでは安心・安全な社会を作ることはできません。更生保護制度について理解を深め、保護観察の在り方や今後の課題について考えるきっかけとなれば幸いです。

### 参 考 文 献

『犯罪白書』（法務総合研究所編）

授 業 科 目	更生保護概論	4 単位	担 当 者	〈深草〉松 田 慎 一 元 中部地方更生保護委員会委員長 龍谷大学法学部客員教授
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行ある少年の社会内処遇を中心として			〈大宮〉土 井 眞砂代 元 近畿地方更生保護委員会委員
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第5講時（通年） 〈大宮学舎〉土曜日第1・2講時（通年 隔週開講）			

### 講 義 概 要

更生保護は、犯罪をした者や非行ある少年が再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において健全な社会人として更生するのを援助することによって、再犯又は再非行を防ぎ、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置であり、この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪をした者や非行ある少年の改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験に基づき考究します。また、中間期に矯正施設、更生保護施設等の参観を組み込み、処遇の実践場面をつぶさに見聞し、制度運用について理解を深めていきます。

### 授 業 計 画

- I, 更生保護総説
  - 1～2 更生保護制度の概念とその方法
  - 3～4 更生保護関係の法規  
基本法と関係法規の解説
  - 5～9 更生保護制度の形成  
更生保護の源流から制度の成立とその整備
  - 10～12 更生保護の機構  
更生保護機関・保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主等の働き
- II, 更生保護各説
  - 13～16 仮釈放  
種類、手続、許可基準
  - 17 社会復帰のための生活環境の調整  
目的、意義、方法、手続
  - 18～23 保護観察  
構造、遵守事項、社会内処遇の方法
  - 24 更生緊急保護  
意義、対象、措置、手続
  - 25 更生保護事業及び更生保護法人  
意義、種別・更生保護法人の管理、監督、処遇の内容
  - 26～27 恩赦  
沿革、意義、種類と効力、前科抹消と資格回復
  - 28 犯罪予防活動  
意義、目的、内容と方法、“社会を明るくする運動”
- III, 更生保護の現状と課題
  - 29～30 刑務所出所者等をめぐる問題、社会復帰支援の強化策

### 成 績 評 価

適宜、レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）・レポートにより総合的に評価する。

### 担 当 者 か ら

1. 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
2. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があると思います。毎講時出席して講義を聴き、どんどん質問して理解するようにしてください。
3. この科目を履修後、矯正・保護課程の科目「保護観察処遇」を受講してください。また、その他の科目の履修が望まれます。

### 参 考 文 献

- |                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 法務総合研究所          | 『平成25年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）         |
| 松本 勝 編著          | 『更生保護入門』成文堂                     |
| 清水義恵・若穂井透 編著     | 『更生保護』ミネルヴァ書房                   |
| 社会福祉士養成講座編集委員会 編 | 『新・社会福祉士養成講座（20）更生保護制度』（中央法規出版） |
| 加藤博史／水藤昌彦 編著     | 『司法福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房                |

授 業 科 目	更生保護概論 A	2 単位	担 当 者	宮 内 利 正  元 中国地方更生保護委員会第2部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第1・2講時（前期隔週開講）			

### 講 義 概 要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常 of 社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続等について、実務と経験から考究します。終了後、矯正施設、更生保護施設の参観により、実施場面を知る機会を持ちます。

### 授 業 計 画

#### 更生保護概説

- 1～2 更生保護の概念とその方法…刑事政策としての更生保護
- 3～4 更生保護の機構（公的機関と民間ボランティア）  
更生保護機関、保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主
- 5～6 更生保護関係の法規  
基本法と関係法規の解説
- 7～12 更生保護の主要業務（仮釈放・保護観察、更生緊急保護・更生保護事業、  
恩赦・犯罪予防活動、精神保健観察等・犯罪被害者等支援）
- 13～14 更生保護制度の形成  
更生保護の源流から制度の成立とその整備
- 15 更生保護の当面する課題と方策

### 成 績 評 価

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

### 担 当 者 か ら

1. 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
2. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言、質問して理解を深めてください。
3. 更生保護の現場では、厳罰化が求められる一方、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等共に考える時間を持ちたいと思っています。
4. 更生保護概論Bでは、更生保護概論Aを基に講義を行いますので更生保護概論Bの受講をする場合はできるだけ、更生保護概論Aを受講してください。

### 参 考 文 献

法務総合研究所 『平成25年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）  
 清水義恵・若穂井透 編著 『更生保護』 ミネルヴァ書房  
 加藤博史・水藤昌彦 編著 『司法福祉を学ぶ』 ミネルヴァ書房

授 業 科 目	更生保護概論 B	2 単位	担 当 者	宮 内 利 正  元 中国地方更生保護委員会第 2 部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 1・2 講時（後期 隔週開講）			

### 講 義 概 要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、実社会において健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常の社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験から具体的内容に基づき、考究します。

### 授 業 計 画

#### 更生保護各説

- 1～2 更生保護制度の仕組み
- 3～5 仮釈放等…更生保護概論 A での講義（手続、許可基準）を基に具体的に考察する。
- 6 社会復帰のための生活環境の調整（事例を基に考える）
- 7 刑務所出所者等をめぐる問題と社会復帰支援策
- 8～11 保護観察  
構造、遵守事項、社会内処遇の方法
- 12 更生緊急保護
- 13 更生保護事業及び更生保護法人
- 14 恩赦（没革・意義・種類と効果）
- 15 犯罪予防活動（再犯防止と犯罪発生の防止）

### 成 績 評 価

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

### 担 当 者 か ら

1. 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
2. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言して理解を深めてください。
3. 更生保護の現場では、厳罰化が求められる一方、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等共に考える時間を持ちたいと思っています。
4. 更生保護概論 A で更生保護の概念・全体係を講義し、又更生保護施設、矯正施設の現場参観がありますので、できるだけ先に更生保護概論 A を受講してください。

### 参 考 文 献

- 法務総合研究所 『平成25年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）  
 清水義恵・若穂井透 編著 『更生保護』 ミネルヴァ書房  
 加藤博史・水藤昌彦 編著 『司法福祉を学ぶ』 ミネルヴァ書房

授 業 科 目	更生保護制度	1 単位	担 当 者	廣 田 玉 枝  元 大阪保護観察所長
授 業 テ ー マ	犯罪・非行からの立ち直りと福祉			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第3・4講時（後期）			

### 講 義 概 要

更生保護とは、我が国刑事司法制度の最後を担うもので、犯罪をした者や非行のある少年が社会内において健全な社会人として更生するのを援助することによって、その再犯・再非行を防ぎ、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする制度です。その働きの効果を上げるために、多くの機関と連携していますが、近年特に福祉分野との連携強化が重視され、一方福祉に関わる分野でも更生保護への理解が必要とされるに至っており、そうした背景から社会福祉士試験においても取り上げられるようになったところです。そこで、社会福祉を学ぶ上で、さらには社会福祉士を目指す上で必要な更生保護制度全般への理解を実際的で具体的な内容によって深めていきます。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関する理解も深めます。

### 授 業 計 画

- 第1回 更生保護制度の概要① ～制度の意義・歴史・法制、刑事司法・少年司法での位置づけについて学ぶ。
- 第2回 更生保護制度の概要② ～保護観察について学ぶ。
- 第3回 更生保護制度の概要③ ～生活環境の調整、仮釈放等、更生緊急保護、犯罪被害者等施策、恩赦、犯罪予防活動について学ぶ。
- 第4回 更生保護制度の担い手 ～保護観察官、保護司、更生保護施設、民間協力者について学ぶ。
- 第5回 保護観察処遇の実際 ～（フィルム・フォーラム）社明広報ビデオを題材に、保護観察少年の事例研究を行う。
- 第6回 関係機関・団体との連携～刑事少年司法機関との連携、就労支援機関・団体との連携、福祉機関・団体との連携、その他の民間団体との連携について学ぶ。
- 第7回 医療観察制度の概要 ～制度の概要、審判手続きと処遇内容、社会復帰調整官、関係機関・団体との連携について学ぶ。
- 第8回 まとめ ～更生保護の近年の動向と課題について学ぶ。社会福祉士試験問題の検討を行う。

### 成 績 評 価

平常点（20％）授業への積極的参加度

レポート（80％）講義内容を反映した上で論理的に自らの考えを述べているかを評価

### テ キ ス ト

テキストは講師において作成し配布するが、毎回、前回の講義範囲のテキストに目を通した上で受講すること。

授 業 科 目	更生保護制度	2 単位	担 当 者	廣 田 玉 枝  元 大阪保護観察所長
授 業 テ ー マ	犯罪・非行からの立ち直りと福祉			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時（後期）			

### 講 義 概 要

更生保護とは、我が国刑事司法制度の最後を担うもので、犯罪をした者や非行のある少年が社会内において健全な社会人として更生するのを援助することによって、その再犯・再非行を防ぎ、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする制度です。その働きの効果を上げるために、多くの機関と連携していますが、近年特に福祉分野との連携強化が重視され、一方福祉に関わる分野でも更生保護への理解が必要とされるに至っており、そうした背景から社会福祉士試験においても取り上げられるようになったところです。そこで、社会福祉を学ぶ上で、さらには社会福祉士を目指す上で必要な更生保護制度全般への理解を実際的で具体的な内容によって深めていきます。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関する理解も深めます。

### 授 業 計 画

- 第1回 更生保護制度の概要① ～制度の意義・歴史・法制、刑事司法・少年司法での位置づけについて学ぶ。
- 第2回 更生保護制度の概要② ～保護観察について学ぶ。
- 第3回 更生保護制度の概要③ ～保護観察処遇の実際について学ぶ。
- 第4回 更生保護制度の概要④ ～生活環境の調整について学ぶ。
- 第5回 更生保護制度の概要⑤ ～仮釈放等について学ぶ。
- 第6回 更生保護制度の概要⑥ ～更生緊急保護について学ぶ。
- 第7回 更生保護制度の概要⑦ ～犯罪被害者支援、恩赦、犯罪予防活動について学ぶ。
- 第8回 更生保護制度の担い手① ～保護観察官、保護司について学ぶ。
- 第9回 更生保護制度の担い手② ～更生保護施設、民間協力者について学ぶ。
- 第10回 フィルム・フォーラム ～社明広報ビデオを題材に、保護観察少年の事例研究を行う。
- 第11回 関係機関・団体との連携①～刑事少年司法関係機関との連携、就労支援機関・団体との連携について学ぶ。
- 第12回 関係機関・団体との連携②～福祉機関・団体との連携、その他の民間団体との連携について学ぶ。
- 第13回 医療観察制度の概要 ～制度の概要、審判手続きと処遇内容、社会復帰調整官、関係機関・団体との連携について学ぶ。
- 第14回 動向と課題 ～更生保護の近年の動向と課題について学ぶ。
- 第15回 まとめ ～全体の整理と社会福祉士試験問題の検討を行う。

### 成 績 評 価

- 平常点（20％）授業への積極的参加度
- 小テスト（20％）単元終了時に実施
- レポート（60％）講義内容を反映した上で論理的に自らの考えを述べているかを評価

### テ キ ス ト

テキストは講師において作成し配布するが、毎回、前回の講義範囲のテキストに目を通した上で受講すること。

授 業 科 目	犯罪学	2 単位	担 当 者	浜 井 浩 一  龍谷大学法務研究科教授
授 業 テ ー マ	犯罪を科学する「(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ」			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時(後期)			

### 講 義 概 要

戦後、長い間、日本は、世界一の治安を誇っていました。しかし、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本の治安に関して疑問を投げかける声が多く聞かれるようになり始めました。そして、治安の悪化を懸念する声は、1997年に神戸で発生した児童殺傷事件以降の一連の少年犯罪から一気に高まりを見せ、2000年に世田谷で起きた一家殺人事件、2001年の大阪教育大学附属池田小学校での児童無差別殺傷事件、2003年には長崎で12歳の少年による幼児殺害事件、2004年には奈良で女児誘拐殺人事件、2005年には広島と栃木で同様のショッキングな事件が起こり、こうした傾向に拍車をかけました。その結果、2003年の総選挙では、犯罪対策が大きな争点ともなり、各党がこぞってマニフェストで警察力の増強、厳罰化、監視カメラの導入を公約に掲げ、刑事立法による厳罰化が加速しました。

しかし、よく考えてください。少子高齢化で若者が減っているのに犯罪が増えたりするのでしょうか。皆さんが犯罪に合う現実のリスクは増加しましたか。日本の警察は、そんなにだらしなくなったのでしょうか。実際は2009年から2年連続殺人の認知件数は戦後最低を記録しています。心の時代と言われ、非行少年や犯罪者の心の闇が問題となっていますが、心の闇とは何なのでしょう。監視(防犯)カメラは本当に犯罪を防止することができるのでしょうか。厳罰化など力による犯罪対策は、犯罪を抑止することができるのでしょうか。刑務所には、凶悪犯罪者ではなく、社会的弱者がどんどん集められています。刑法・刑罰は誰から誰を守ろうとしているのでしょうか？

犯罪学は、犯罪防止と犯罪者処遇を研究する研究分野です。この講義では、犯罪統計の読み方、犯罪理論、犯罪者の処遇等、犯罪を科学的に研究する方法について考えてみたいと思います。

### 授 業 計 画

- 1回目 犯罪統計学入門(犯罪統計の読み方と統計の嘘の見破り方)
- 2回目 日本の治安は悪化しているのか?(少子高齢化社会と犯罪)
- 3回目 刑罰に関する統計入門(検察、司法、矯正・保護統計) 厳罰化とはなんだったのか
- 4回目 刑務所は社会を映し出す鏡(刑務所の高齢者と障害者)
- 5回目 犯罪学と死刑(世界から見た日本の死刑)
- 6回目 一見効果的な犯罪対策(スケアトードストレイトプログラム)
- 7回目 (科学的)エビデンスに基づいた犯罪対策
- 8回目 犯罪学理論(犯罪学理論とは何か?)
- 9回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪生物学:遺伝と犯罪)
- 10回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪心理学:人はなぜ犯罪者となるのか? 犯罪精神医学・プロファイリングなど)
- 11回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学:社会が犯罪を作り出すのか? シカゴ学派)
- 12回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学:社会が犯罪を作り出すのか? 分化的接触理論)
- 13回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学:社会が犯罪を作り出すのか? ラベリング理論・社会的学習理論)
- 14回目 犯罪理論Ⅲ(犯罪社会学:その他の理論)
- 15回目 まとめ

### 成 績 評 価

定期試験100% 学期末試験のみで評価します。

### 担 当 者 か ら

ここでしか聞けない最先端の内容です。油断していると付いてこれられなくなるので、集中して受講してください。なお、学生の理解の様子を見ながらシラバスの内容を一部省略する方向で変更することがあります。

### テ キ ス ト

浜井浩一『犯罪統計入門(第2版)』(日本評論社)  
 浜井浩一『2円で刑務所、5億で執行猶予』(光文社新書)

### 参 考 文 献

法務総合研究所編『平成24年版犯罪白書』  
 瀬川 晃『犯罪学』(成文堂)  
 浜井浩一『刑務所の風景』(日本評論社)

授 業 科 目	被害者学	4 単位	担 当 者	池 田 正 興  元 佐世保学園長
授 業 テ ー マ	被害者支援の状況と被害者の権利			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第2講時			

#### 講 義 概 要

被害者は犯罪学の枠外におかれ、「忘れられた存在」として長い間置き去りにされてきた。そこで、犯罪被害者支援の淵源をたどり、被害者学がどのように発展してきたのか、また、被害者支援や刑事政策にかかわる多くの機関がどのように対応しているのかなどについて理解を深める。

#### 授 業 計 画

- 1 回目 犯罪被害者の黎明
- 2 回目 犯罪被害者の定義
- 3 回目 犯罪と被害者 1
- 4 回目 犯罪と被害者 2
- 5 回目 ゼロトレランスの思潮
- 6 回目 諸外国における犯罪被害者支援の歴史
- 7 回目 我が国における犯罪被害者支援の歴史
- 8 回目 変遷する刑事思潮と被害者
- 9 回目 我が国における犯罪被害と警察活動
- 10 回目 被害者支援のための制度及び法整備
- 11 回目 司法機関等における被害者支援及び対策
- 12 回目 行政機関における被害者支援及び対策
- 13 回目 民間団体等における被害者支援及び対策
- 14 回目 犯罪被害支援の態様
- 15 回目 前期まとめ
- 16 回目 被害化要因
- 17 回目 犯罪被害のストレス・トラウマ
- 18 回目 犯罪被害者による講演
- 19 回目 被害者の実態調査 1
- 20 回目 被害者の実態調査 2
- 21 回目 ネグレクトされる被害者
- 22 回目 犯罪被害者数調査
- 23 回目 初期的被害者理論
- 24 回目 近年の被害者理論
- 25 回目 グリフト・ケア
- 26 回目 犯罪被害者支援を取り巻く諸問題
- 27 回目 これからの犯罪被害者支援
- 28 回目 後期まとめ

#### 成 績 評 価

平常点（出席及び小レポートを加味する）50%、定期試験50%  
適宜レポート提出を求めるほか、定期試験による。

#### 担 当 者 か ら

講義中に私語やイビキは、他に迷惑がかかるため厳に慎むこと。

#### テ キ ス ト

適宜配布する。  
検察庁、警察等で作成した犯罪被害者支援のパンフレットを各自入手する。

#### 参 考 文 献

法務総合研究所『犯罪被害者白書』（国立印刷局）  
宮澤浩一・国松孝次『犯罪被害者支援の基礎』（東京法令）

【参考資料】法務教官・刑務官・保護観察官になるには？

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験の「試験区分」「対象となる官職」「受験資格」

試験	試験種目	内 容
矯正心理専門職 A	少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職	i) 21歳以上30歳未満の男子 ii) 21歳未満の男子で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ. 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
矯正心理専門職 B		i) 21歳以上30歳未満の女子 ii) 21歳未満の女子で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ. 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
法務教官 A	法務教官の官職	i) 21歳以上30歳未満の男子 ii) 21歳未満の男子で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
法務教官 B		i) 21歳以上30歳未満の女子 ii) 21歳未満の女子で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
法務教官 A (社会人)		40歳未満の男子（法務教官 A の i）の受験資格を有しなくなった者に限る。）
法務教官 B (社会人)		40歳未満の女子（法務教官 B の i）の受験資格を有しなくなった者に限る。）
保護観察官	保護観察その他更生保護に従事することを職務とする官職	i) 21歳以上30歳未満の者 ii) 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験の「試験種目」「試験の方法」

	試験種別	解答題数 解答時間	配点比率		内 容
			矯正心理専門職区分	その他の区分	
第一次試験	基礎能力試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	2/11	2/10	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野27題 文章理解①、判断推理⑧、数的推理⑤、資料解釈③ 知識分野13題 自然・人文・社会⑬（時事を含む。）
	専門試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	3/11	3/10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 40題解答 必須問題 心理学に関連する領域⑳ 選択問題 次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩] 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 40題解答 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩]
	専門試験 (記述式)	1題 1時間45分	3/11 (注)	3/10 (注)	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 心理学に関連する領域 1題 【法務教官区分、保護観察官区分】 選択問題 次の領域から1題ずつ計4題出題、任意の1題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域
第二次試験	人物試験		3/11	3/10	人柄、対人的能力などについての個別面接（矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。）（参考として性格検査を実施）
	身体検査 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		*	*	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、眼・聴器その他一般内科系検査
	身体測定 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		*	*	視力についての測定

(注) 第1次試験合格は基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の結果によって決定。専門試験（記述式）は第1次試験合格者を対象として評定した上で、最終合格者の決定に反映。

◆刑務官採用試験の「試験区分」「対象となる官職」「受験資格」

試験区分	対象となる官職	受験資格
刑務A 刑務A（武道）	刑務官の官職	17歳以上29歳未満の男子
刑務B 刑務B（武道）		17歳以上29歳未満の女子
刑務A（社会人）		40歳未満の男子（刑務A、刑務A（武道）の受験資格を有しなくなった者に限る。）
刑務B（社会人）		40歳未満の女子（刑務B、刑務B（武道）の受験資格を有しなくなった者に限る。）

◆刑務官採用試験の「試験種目」「試験の方法」

	試験種別	解答題数 解答時間	配点比率	内 容
第一次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	40題 1時間30分	4 / 7	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）について筆記試験 知能分野20題 文章理解⑦、課題処理⑦、数的処理④、資料解釈② 知識分野20題 自然科学⑤、人文科学⑨、社会科学⑥
	作文試験	1題 50分	1 / 7 （注）	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	実技試験 【刑務A・B （武道）のみ】		（注）	柔道又は剣道の実技に関する試験
第二次試験	人物試験		2 / 7	人柄、対人的能力などについての個別面接 （参考として性格検査の実施）
	身体検査		*	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査
	身体測定		*	身長、体重、視力について測定
	体力検査 【刑務A・B （武道）以外】		*	上体起こし、立ち幅跳び、反復横跳びによる身体の筋持久力等についての検査

（注）刑務A・B（武道）以外の区分においては、第1次試験の合格は基礎能力試験の結果によって決定。作文試験は第1次試験合格者を対象として評定した上で、最終合格者の決定に反映。  
刑務A・B（武道）区分においては、第1次試験合格は基礎能力試験の結果に実技試験の結果に応じた一定の加点を行うことによって決定。作文試験は第1次試験合格者を対象として評定した上で、最終合格者の決定に反映。

※平成26年度国家公務員採用試験の詳細な情報は、人事院や法務省のホームページで確認してください。  
人事院（採用情報NAVIサイト）<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>  
法務省（資格採用情報サイト）[http://www.moj.go.jp/shikaku\\_saiyo\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html)